

## 鹿 児 島 県 公 報

令和4年5月27日（金）第314号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件） (障害福祉課取扱い) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制） (生活衛生課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 3

## 公 告

- 建設業法に基づく監督処分のお知らせ (監理課取扱い) 3
- 落札者等の公告（2件） (県立鹿児島養護学校取扱い) 4
- (県立大島病院取扱い) 4

## 人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※） (職員課取扱い) 5

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 5
- 機械警備業務管理者講習実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年5月27日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社 i R U F A	霧島市国分府中88番207号	訪問看護ステーション音いろ	日置市伊集院町妙円寺一丁目2200-680	令和4年5月1日	育成医療・更生医療
株式会社東京リハビリテーションサービス	東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8	かごしまリハビリ訪問看護ステーション	始良市加治木町本町119季一遊201号室	令和4年5月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	令和4年5月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会	鹿児島市武岡五丁目51番10号	社会福祉法人恩賜財団済生会訪問看護ステーションせんだい	薩摩川内市原田町2番46号	令和4年5月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第479号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を，同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称  
(1) クリーニング師研修（第1型）  
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
令和4年10月30日	サン・あもり	霧島市隼人町見次1371
令和4年11月27日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

- 4 受講料  
(1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあつては，8,000円）  
(2) 特管物研修 3,000円  
(3) 業務従事者講習 4,500円

## 鹿児島県告示第480号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称  
(1) クリーニング師研修（第2型）  
(2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和4年9月1日	令和4年12月2日	令和4年12月14日

- 4 受講料  
(1) クリーニング師研修 5,000円  
(2) 業務従事者講習 4,500円

## 鹿児島県告示第481号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年5月27日から同年6月10日まで東桜島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
鹿児島市野尻町275番地 磯辺昭信  
鹿児島市東桜島町467番地の1 竹之下次雄  
鹿児島市野尻町275番地 磯辺昭之
- 2 加入区  
東桜島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
東桜島漁業協同組合

## 鹿児島県告示第482号

土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型）（農用地利用保全）大糠蒔地区の工事は、令和4年2月24日に完了した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 公 告

## 建設業法に基づく監督処分のお知らせ

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり処分をした。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		

令和 4 年 5 月 16 日	株式会社 朝日技建	鹿児島市和 田一丁目 2 番 6 号	金田 弘樹	鹿児島県知 事許可(般 - 03) 第 16147号	建設業の許可 のうちとび・土 工工事業に係る 許可の取消し	株式会社朝日技建 及び同社取締役は、 労働者派遣事業の適 正な運営の確保及び 派遣労働者の保護等 に関する法律違反に より、令和 4 年 3 月 31日、鹿児島簡易裁 判所から罰金刑の略 式命令を受け、その 刑が確定した。  このことは、建設 業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。
--------------------	--------------	--------------------------	-------	-------------------------------------	--	--

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 迫田博幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
学校給食及び寄宿舎給食調理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立鹿児島養護学校  
鹿児島市吉野一丁目 42 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 3 月 28 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社総合人材センター  
鹿児島市大黒町 4 番 11 号日宝いづろビル
- 5 随意契約に係る契約金額  
39,600,000円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 8 号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 5 月 27 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
航空運送サービス(奄美ドクターヘリ運航業務委託) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町 18 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 3 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
鹿児島国際航空株式会社  
鹿児島市山下町 9 番 5 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
255,208,000円

## 6 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当

**人事委員会規則**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

**鹿児島県人事委員会規則第 1 号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「地球温暖化対策総括監」を「産業政策総括監 地球温暖化対策総括監」に、「課長補佐（総務担当及び財政課の歳出担当に限る。）」を「課長補佐（総務担当，人事課の人事・給与担当及び財政課の歳出担当に限る。）」に、「行政管理室の主幹」を「行政管理室の主幹（参事付を含む。）」に、「支場の支場長，次長及び総務課長」を「支場の支場長及び総務課長」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

**公安委員会公告**

警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

## 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務 1 級
- (2) 交通誘導警備業務 2 級

## 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

## (1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務 1 級

(イ) 学科試験

令和 4 年 9 月 7 日（水）午前 9 時から午前 11 時まで

(ロ) 実技試験

令和 4 年 10 月 1 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交通誘導警備業務 2 級

(イ) 学科試験

令和 4 年 8 月 31 日（水）午前 9 時から午前 11 時まで

(ロ) 実技試験

令和 4 年 9 月 17 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

## (2) 実施場所

いずれの検定も鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

## (3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（受付先着順とする。）

## 3 検定の受検資格

- (1) 交通誘導警備業務1級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者  
ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者  
イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 交通誘導警備業務2級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 交通誘導警備業務1級  
ア 学科試験  
㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。  
㊧ 法令に関すること。  
㊨ 車両等の誘導に関すること。  
㊩ 交通誘導警備業務の管理に関すること。  
㊪ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
イ 実技試験  
㊦ 車両等の誘導に関すること。  
㊧ 交通誘導警備業務の管理に関すること。  
㊨ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 交通誘導警備業務2級  
ア 学科試験  
㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。  
㊧ 法令に関すること。  
㊨ 車両等の誘導に関すること。  
㊩ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
イ 実技試験  
㊦ 車両等の誘導に関すること。  
㊧ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯  
ア 期間  
令和4年6月6日（月）から同月17日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）  
イ 時間帯  
午前8時30分から午後4時まで
  - (2) 提出書類  
ア 交通誘導警備業務1級  
㊦ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）1通  
㊧ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉  
㊨ 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。）1通  
㊩ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備

- 員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1通
- (ハ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3の(1)のアに該当する場合に限る。) 1通
- (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(1)のイに該当する場合に限る。) 1通
- イ 交通誘導警備業務2級
- (ケ) 検定申請書 1通
- (ク) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (コ) 受検者の住所地を疎明する書面(鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1通
- (ク) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面(鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
- 受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
- 受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)
- 6 検定手数料
- 交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円(14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)
- なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。
- (3) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着(雨天時のみ)を持参すること。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110(内線3032・3033)
- .....

#### 機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和4年5月27日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 1 講習の実施期間及び講習時間

##### (1) 実施期間

令和4年7月20日(水)から同月22日(金)まで

- 
- (2) 講習時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
  - 2 講習の実施場所  
マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）
  - 3 受講定員  
10 人（原則として、受付先着順とする。）
  - 4 受講申込みの受付等
    - (1) 受付期間及び時間帯
      - ア 期間  
令和 4 年 6 月 7 日（火）から同月 10 日（金）まで
      - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
    - (2) 受付場所
      - ア 鹿児島県内に住所を有する者等  
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
      - イ 鹿児島県外に住所を有する者  
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - (3) 提出書類  
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 4 条に規定する別記様式第 1 号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）  
1 通
    - (4) 申込方法  
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
    - (5) 講習手数料  
39,000 円（39,000 円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）  
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
  - 5 その他
    - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
    - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
    - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
    - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。
  - 6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
    - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）
    - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490
-